

廃棄物再生事業者登録の手引

令和7年6月
川口市産業廃棄物対策課

1 廃棄物再生事業者の登録制度とは

一定の基準に適合する廃棄物の再生事業者を登録する制度を設けることにより、これらの事業者の資質の向上及び市町村における一般廃棄物の再生への協力体制の整備を図ることを目的とするものです。

廃棄物の再生を営んでいる事業者で、再生に必要な施設を有し、環境省令で定める基準に適合しているときは、廃棄物再生事業者としての登録を受けることができます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2）

2 対象者

川口市内に有する事業場において現に廃棄物の再生を業として営んでおり、登録の基準に適合する方が対象となります。

なお、廃棄物の再生は廃棄物の処分に当たりますので、廃棄物処理法上必要な許可を取得していることが必要です。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、金属くず、空き瓶類、古繊維）のみを取り扱う場合には、廃棄物処理業の許可は不要です。

3 登録基準

廃棄物再生事業者として登録を受けるためには、次の基準を満たしていなければなりません。

(1) 保管施設を有すること

廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散などのおそれのない保管施設が必要です。

(2) 廃棄物の再生に応じた次の施設を有すること

廃棄物の種類に応じ、生活環境保全上支障が生じないよう必要な措置を講じた次の施設を有することが必要です。

廃棄物の種類	必要な施設
古紙	・選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設
金属くず	・次の①、②の両方の施設 ① 磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設 ② 再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等
空き瓶	・次の①～③のいずれかの施設 ① カレットを色別に選別する施設 ② カレットから不純物を選別・除去する施設 ③ リターナブル瓶を選別する施設
古繊維	・選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設
その他の廃棄物	・取り扱う廃棄物の再生に適する施設

※ その他の廃棄物の再生を行う場合には、当該廃棄物を処理することのできる廃棄物処理業の許可が必要となります。

※ 一般廃棄物の再生を1日当たり5トン以上の処理能力を有する施設で行う場合、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となります。

※ 産業廃棄物の再生を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に定める施設で行う場合、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要となります。

※ 各施設は、登録を受けようとする事業者が所有していることが原則ですが、自己所有でなくても、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、

所有と同様に取り扱うことができます。

(3) 運搬施設を有すること

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。

(4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること

(5) その他事業を適正に行うことができる者であること

- ① 原則として1年以上、再生事業を営んでいる実績が必要です。(決算書類等で確認します。)
- ② 当該事業場において、原則として6か月以上の間、概ね7割以上の廃棄物を再生している実績が必要です。

4 申請に必要な書類

廃棄物再生事業者の登録を受けようとするときは、廃棄物再生事業者登録申請書(川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(以下「規則」という。)様式第63号)に次に掲げる書類を添えて申請してください。

なお、事業場を2つ以上有する場合には、それぞれの事業場ごとに登録を受けてください。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

- ・事業概要(当該事業場で、6か月以上の再生実績を明らかにする内容を含む。)
- ・引受先事業者(排出事業者)
- ・再生利用事業者
- ・取り扱う廃棄物の排出工程及びその性状等
- ・申請者の身分を証明する書類
 - ア 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 個人である場合には、住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの)
 - ウ 業務経歴書
- ・申出書

(2) 事業場の概要

- ・事業場一覧
- ・事業地の状況
- ・建物の状況
- ※ 当該地の土地公図及び登記事項証明書(事業者が当該土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類)、事業場の全体平面図等を添付してください。
- ・案内図

(3) 処理施設

- ・処理工程
- ・施設等一覧表
- ・施設の概要
- ※ 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び事業場全体の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

(4) 保管施設

- ・保管施設一覧表
- ・保管施設の概要
- ・処分のための保管上限
- ※ 保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び事業場全体の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

(5) 運搬施設

- ・運搬施設一覧表
- ・運搬施設の写真、自動車検査証等

(6) 経理的要件

- ・資産状況等を説明する書類

ア 法人の場合には、直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（法人税の納税証明書）等

イ 個人の場合には、資産に関する調書、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の納税証明書）等

- ・維持管理等に要する資金の総額及びその資金の調達方法

(7) 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業等の許可の状況

※ 許可を受けている場合は、許可証の写しを添付してください。

注1 登記事項証明書、住民票の写し等の公共機関が発行する書類は、原則として申請日前3月以内の原本を正本に添付してください。

注2 廃棄物再生事業者登録申請書の記入内容も併せて参照してください。

5 登録申請書の提出先

登録申請書は、産業廃棄物対策課（048-228-5380）に電話で予約したうえで、窓口を持参してください。（郵送による受付はしておりません）

また、登録申請書及び添付書類は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）提出してください。副本は申請者の控えとして受付後お返しします。（副本の添付書類はコピーで可）

6 登録手数料

1件につき、40,000円

申請書が受理される段階に至ったとき、納付書をお渡しします。金融機関にて納入してください。

7 登録後の手続

(1) 登録内容に変更があった場合

廃棄物再生事業者の登録を受けた後に、次に掲げる事項に変更があった場合は、30日以内に登録廃棄物再生事業者変更届出書（規則様式第65号）に、変更内容を証明する書類を添えて提出してください。

- 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 事務所及び事業場の所在地
- 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

(2) 事業場を廃止、休止、再開した場合

登録を受けた事業場を廃止、休止又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に登録廃棄物再生事業者事業場廃止（休止・再開）届出書（規則様式第66号）を提出してください。

(3) 届出書の提出先

届出書は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）を産業廃棄物対策課窓口を持参するか、郵送により提出してください。郵送による提出の場合は、副本返信用封筒（切手を貼付）を同封してください。

8 廃棄物再生事業者登録を受けると

- 「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用することができます。
- 川口市から一般廃棄物の再生に関して協力を求めることがあります。

9 その他

- 登録証明書には有効期限がありません。
- 登録を受けた事業場が登録基準に適合しなくなった場合や、法令で定められた変更の届出等を行わない場合、登録を取り消されることがあります。
- 廃棄物再生事業者登録を受けることによって、一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業の許可を受けることが不要とされるものではありません。
- 廃棄物再生事業者制度は許可制度ではありませんので、登録を受けなければならない義務はありません。
- 古物営業法施行規則で定められた自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、自転車類、事務機器類等の古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、交換する営業を営もうとするときは、都道府県公安委員会の許可が必要になります。

○再生事業者登録手順フロー

